

令和8年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

紀の川市長 岸 本 健

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	紀の川市	[REDACTED]		
氏 名	ふく 福	おか 岡	よし 資	ろう 郎
	[REDACTED]			

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和8年6月30日任期満了となることに伴い、福岡資郎君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第1号

副市長の選任について

下記の者を紀の川市副市長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	[REDACTED]		
氏 名	いま	しろ	たか	みつ
	今	城	崇	光
	[REDACTED]			

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

今城崇光君を紀の川市副市長に選任するため。

議案第6号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	[REDACTED]		
氏 名	おか 岡	とよ 豊	ゆき 章	[REDACTED]

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、岡豊章君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第7号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	■■■■■■■■■■
氏 名	わ だ やす ひで 和 田 康 秀	■■■■■■■■■■

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、和田康秀君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第9号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	[REDACTED]		
氏 名	にし	うら	ひで	き
	面	浦	秀	樹
	[REDACTED]			

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、面浦秀樹君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第10号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	■■■■■■■■■■
氏 名	みやもと	まもる
	宮 本	守
	■■■■■■■■■■	

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、宮本守君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第11号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市	[REDACTED]		
氏 名	やま 山	もと 本	とし 利	お 夫
	[REDACTED]			

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、山本利夫君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第 12 号

紀の川市行政手続条例の一部改正について

紀の川市行政手続条例（平成 17 年紀の川市条例第 11 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）による行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するため。

改 正 前	改 正 後
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u> 日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条</p>	<p><u>計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」</u>とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の紀の川市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第13号

紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）の一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(通勤手当) 第18条 略 2 略 (新設)</p> <p><u>3</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月_____</p>	<p>(通勤手当) 第18条 略 2 略 <u>3</u> <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当</u> 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> 前項の規定による額</p> <p><u>4</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合）にあっては、そ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>_____の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 略</p> <p>5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等_____に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</p> <p>6 略</p>	<p>_____の翌月）の規則で定める日に支給する。</p> <p>5 略</p> <p>6 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び<u>駐車場等</u>に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</p> <p>7 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第18条第2項から<u>第6項</u>までの規定の例による。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第18条第2項から<u>第7項</u>までの規定の例による。</p>

議案第14号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）が令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

改 正 前

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) ~ (6) 略

4 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500

改 正 後

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号まで_____のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) ~ (5) 略

4 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000

改 正 前				改 正 後			
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900	分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300	部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

紀の川市立学校設置条例の一部改正について

紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市立学校の再編に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市立学校設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

第1条 紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
略	略	略	略
田中小学校	略	田中小学校	略
田中小学校高野分校	紀の川市高野595番地2	長田小学校	略
長田小学校	略	略	略
略	略	川原小学校	略
川原小学校	略	上名手小学校	略
鞆渕小学校	紀の川市中鞆渕968番地1	略	略
上名手小学校	略		
略	略		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
略	略	略	略
粉河中学校	略	粉河中学校	略

改正前		改正後	
鞆渕中学校	紀の川市中鞆渕968番地1	那賀中学校	略
那賀中学校	略	略	略
略	略		

第2条 紀の川市立学校設置条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
略	略	略	略
竜門小学校	略	竜門小学校	略
川原小学校	紀の川市野上92番地2	名手小学校	略
上名手小学校	紀の川市江川中988番地4	安楽川小学校	略
名手小学校	略	略	略
麻生津小学校	紀の川市麻生津中10番地2		
安楽川小学校	略		
略	略		

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。

議案第16号

紀の川市公民館条例の一部改正について

紀の川市公民館条例（平成17年紀の川市条例第97号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市那賀地区公民館の利用施設の追加に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市公民館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市公民館条例（平成17年紀の川市条例第97号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前					改 正 後				
別表（第10条関係） 1 紀の川市公民館使用料					別表（第10条関係） 1 紀の川市公民館使用料				
公民館	使用時間 室名	午前	午後	夜間	公民館	使用時間 室名	午前	午後	夜間
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
紀の川市粉河地区公民館	略	略	略	略	紀の川市粉河地区公民館	略	略	略	略
紀の川市那賀地区公民館	略	略	略	略	紀の川市那賀地区公民館	略	略	略	略
	和室	略	略	略		和室	略	略	略
	調理室	<u>953円</u>	<u>953円</u>	<u>953円</u>		調理室	<u>953円</u>	<u>953円</u>	<u>953円</u>
	分館会議室	<u>953円</u>	<u>953円</u>	<u>953円</u>		別館会議室	<u>953円</u>	<u>953円</u>	<u>953円</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
備考	略				備考	略			

改正前	改正後				
2 略	略	略	略	略	略
	備考 略 2 略				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

紀の川市都市公園条例の一部改正について

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市民公園ゲートボール場を廃止するため。

紀の川市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第8条関係） 有料施設		別表第1（第8条関係） 有料施設	
都市公園の名称	有料施設の名称	都市公園の名称	有料施設の名称
略	略	略	略
愛宕池公園	略	愛宕池公園	略
紀の川市民公園	略	紀の川市民公園	略
	プール		プール
	テニスコート		テニスコート
	ゲートボール場		管理棟
管理棟	略	略	略
略	略	略	略
別表第2（第13条関係） 1～3 略 4 有料施設の使用料 （1）・（2） 略		別表第2（第13条関係） 1～3 略 4 有料施設の使用料 （1）・（2） 略	

改正前				改正後			
(3) 紀の川市民公園 ア～カ 略 キ ゲートボール場の使用料				(3) 紀の川市民公園 ア～カ 略			
	種別	単位	使用料				
	1面	1時間	紀の川市内	200円			
			紀の川市外	400円			
ク 管理棟の使用料 表 略 (4) 略 備考 略				キ 管理棟の使用料 表 略 (4) 略 備考 略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

紀の川市手数料条例の一部改正について

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

証明書等の交付について、コンビニエンスストア等の多機能端末機での発行を、特例期間を延長して促進することに関し、所要の改正を行うため。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 1～3 略 （手数料の額の特例） 4 令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間において、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書等を自動に交付する機能を有するものをいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等の手数料については、第2条の規定にかかわらず当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略</p>	<p>附 則 1～3 略 （手数料の額の特例） 4 令和7年6月1日から令和9年3月31日までの期間において、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書等を自動に交付する機能を有するものをいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等の手数料については、第2条の規定にかかわらず当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布及び国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、税率等の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">の納付に要する費用に充て</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充て</p>

改正前	改正後
<p>る部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(新設)</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(新設)</p>	<p>る部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</u>に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)</u>及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.60</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3 _____ 及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u></p> <p>_____ 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.30</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3、<u>第9条の7</u>及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険</p>

改 正 前	改 正 後
<p>者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3 _____及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>22,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>11,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>16,500円</u></p> <p>(新設)</p>	<p>者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3、<u>第9条の7</u>及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>21,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,750円</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p><u>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,125円とする。</u></p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について66円とする。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,125円とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について66円とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>22,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,550円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>20,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,025円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>15,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,000円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>5,500円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>8,250円</u></p>	<p>する世帯主を除く。）1人について <u>788円</u></p> <p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>537円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>269円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>402円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,500円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>5,250円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>7,875円</u></p>

改正前	改正後
<p>ウ〜カ 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,400円</u></p>	<p>ウ〜カ 略</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1人について <u>563円</u></p> <p>ク <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 383円</u> <u>(イ) 特定世帯 192円</u> <u>(ウ) 特定継続世帯 287円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(イ) 特定世帯 <u>2, 200円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 300円</u> ウ～カ 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 725</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2, 100円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 150円</u> ウ～カ 略 キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 225円</u> ク <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 154円</u> <u>(イ) 特定世帯 77円</u> <u>(ウ) 特定継続世帯 115円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 350</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 875</u></p> <p>円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12, 600</u>円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15, 750</u>円</p> <p>(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 250</u></p> <p>円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11, 600</u>円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14, 500</u>円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>169</u>円</p> <p>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 <u>281</u>円</p> <p>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>450</u>円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>563</u>円</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>附 則 1～7 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所</p>	<p><u>金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>附 則 1～7 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所</p>

改正前	改正後
<p>得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>10 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る</p>	<p>10 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る</p>

改正前	改正後
<p>譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又</p>	<p>譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法付則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条</p>	<p>は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条</p>

改 正 前	改 正 後
<p>及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山</p>	<p>及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山</p>

改 正 前	改 正 後
<p>林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>19 略</p>	<p>とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>19 略</p>

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）が公布され、予防接種法（昭和23年法律第68号）の一部改正が令和8年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

議案第21号

紀の川市介護保険条例の一部改正について

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）が令和8年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

改正前	改正後
<p>イ 略 (7)～(15) 略 2～4 略</p> <p>附 則 1～20 略 (新設)</p>	<p>イ 略 (7)～(15) 略 2～4 略</p> <p>附 則 1～20 略 (令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p> <p><u>21 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項から第24項までにおいて同じ。)</u>のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第</p>

改正前

改正後

(新設)

1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

22 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32

改正前	改正後
(新設)	<p><u>年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)</u>」とする。</p> <p><u>23 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和</u></p>

改正前	改正後
(新設)	<p><u>32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p><u>24 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者</u></p>

改正前

改正後

の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以

改正前	改正後
	<p><u>上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項の規定に基づき紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項の規定に基づき紀の川市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p>

改正前	改正後
(新設)	<p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項の規定に基づき紀の川市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>25 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

紀の川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

紀の川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、必要な事項を定めるため。

紀の川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

令和 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

紀の川市保育料徴収条例の一部改正について

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市乳児等通園支援事業の実施に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第7条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(保育料等の納期)</p> <p>第8条 略</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業の利用料の徴収)</u></p> <p><u>第7条 市長は、紀の川市立保育所において支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）による支援を提供したときは、当該支給対象小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者から乳児等通園支援事業の利用料を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の乳児等通園支援事業の利用料は、支給対象小学校就学前子ども1人1時間当たり300円とする。</u></p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2 市長は、前条第1項に規定する支給対象小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者に対して、規則で定めるところにより同条第2項に規定する額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(保育料等の納期)</p> <p>第9条 略</p>

改 正 前				改 正 後			
(委任) 第9条 略				(委任) 第10条 略			
別表第1 (第3条関係) 保育料徴収基準額表				別表第1 (第3条関係) 保育料徴収基準額表			
教育・保育給付認定保護者の属する世帯の 階層区分		保育料 (月額)		教育・保育給付認定保護者の属する世帯の 階層区分		保育料 (月額)	
階層 区分	定義	保育標 準時間	保育短 時間	階層 区分	定義	保育標 準時間	保育短 時間
第1 階層	生活保護法（昭和25年法律第14号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	略	略	第1 階層	生活保護法（昭和25年法律第14号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法 _____に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略 保育料徴収基準額表 表 略				備考 略 保育料徴収基準額表 表 略			

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

紀の川市火入れに関する条例の一部改正について

紀の川市火入れに関する条例（平成17年紀の川市条例第166号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

林野火災に関する注意報の創設に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市火入れに関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市火入れに関する条例（平成17年紀の川市条例第166号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> <u>又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は</u> <u>火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報</u> <u>が発表され、又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合</u>、又は強風注意報、<u>乾燥注意報若しくは</u> <u>林野火災に関する注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第25号

令和7年度紀の川市一般会計補正予算（第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市一般会計補正予算（第9号）について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第26号

令和7年度紀の川市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第27号

令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第28号

令和7年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第29号

令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第30号

令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第31号

令和7年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第32号

令和8年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第33号

令和8年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第34号

令和8年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第35号

令和8年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第36号

令和8年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第37号

令和8年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第38号

令和8年度紀の川市財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度紀の川市財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第39号

令和8年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第40号

令和8年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第41号

令和8年度紀の川市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度紀の川市下水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)